

令和 6 年 4 月 10 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01305

研究課題名（和文）ヘイト・スピーチの人権法による統制の可能性

研究課題名（英文）The Possibility of Regulating Hate Speech through the Human Rights Legislation

研究代表者

奈須 祐治（NASU, YUJI）

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：40399233

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の開始後すぐに、オーストラリアとカナダの各法域の人権委員会と人権審判所の概要を整理した。この成果は、部落解放・人権研究所の講演で、「差別禁止法の可能性 カナダとオーストラリアの経験」（2020年6月20日）として発表した。その後、オーストラリアの人権法によるヘイトスピーチ規制について概要を整理し、「ヘイトスピーチの人権法による統制の可能性」松垣伸次・奈須祐治編著『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』（法律文化社、2021）所収として公表した。このほかアメリカの差別禁止法についての研究成果を論文として公表した。また、日本におけるヘイトスピーチ規制の現状を分析する作業を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでヘイトスピーチの人権法による規制の意義と可能性を、積極的に検討する先行業績は少なかった。確かに人権擁護法案のヘイトスピーチ規制をめぐって議論は交わされてきたものの、人権法型規制の固有の意義が議論の対象になることはほとんどなかった。本研究は、カナダとオーストラリアの経験を参考にして、そのような規制の意義と可能性を本格的に検討した初めての試みであったという点で、一定の学術的意義が認められると考えている。また、日本ではヘイトスピーチの刑事規制に対する消極的意見が多いため、より謙抑的な規制手段として、人権法型規制の可能性を探る意義があったと考える。

研究成果の概要（英文）：Immediately after starting this research, I overviewed human rights commissions and human rights tribunals in each jurisdictions of Australia and Canada. These results were presented at a lecture at the Buraku Liberation and Human Rights Research Institute titled 'The Possibilities of Anti-Discrimination Laws: The Experiences of Canada and Australia' (June 20, 2020). After that, I summarized the regulation of hate speech under the Australian anti-discrimination statutes in 'The Possibility of Controlling Hate Speech under the Human Rights Statutes'. In addition, I published research results on anti-discrimination laws in the United States as a paper. I also conducted an analysis of the current state of hate speech regulations in Japan.

研究分野：憲法学

キーワード：人権法 差別禁止法 ヘイトスピーチ 人権擁護法案 国内人権機関 人権委員会 人権審判所

1. 研究開始当初の背景

近年日本でヘイトスピーチが社会問題となり、2016年6月にヘイトスピーチ解消法(以下、解消法)が施行された。施行後に様々な取組みがなされたが、事態は改善していない。これは特定人を標的とするヘイトスピーチ(以下、特定型)にも、不特定多数を標的とするヘイトスピーチ(以下、不特定型)のいずれのタイプの規制にもあてはまる。たとえば不特定型に関しては日本では直接的な規制はなされておらず、解消法による取組みが表明されているにすぎない。当初は解消法の効果もあって警察の対応に変化がみられる等の成果がみられたが、現在も依然過激なデモがなされており、警察の対応も法施行直後より後退したといわれる。ウェブ上のヘイトスピーチも相変わらず悪質で、IT事業者の対応も不十分であると指摘されている。さらには選挙運動や公の施設においてヘイトスピーチがなされ、排外主義者が自らの言論に正統性を獲得しようとする新たな動きもみられた。特定型については日本でも既に規制がなされているが、マイノリティ個人へのヘイトスピーチはウェブなどで多数みられる状況である。これに対して警察や検察は十分に対応していないと批判されている。IT事業者が削除に応じないこともあり、訴訟により削除を求めるのに数年の時間を要するという問題もある。

こうした現状は学説の規制積極説と規制消極説の前提の揺らぎを露見しているといえよう。消極説は不特定型には対抗言論が有効だと論じてきた。ところが、最近では警察もカウンター行動を抑制する方向へ逆行しているし、選挙運動の場面ではカウンター活動が公選法に触れる可能性がある。消極説はまた、政府による啓蒙・教育や事業者による自主規制に期待してきた。ところが、法務省ははまだ解消法の差別的言動の定義の明確化に躊躇し、為政者側からのヘイトスピーチを批判する声は少ない。ヘイトスピーチに関する教育プログラムの作成も進んでいない。IT事業者の自主規制は広くなされているが、多くの事業者ははまだヘイトスピーチを放置している。これにカナダえ、IT事業者のうちソーシャルメディアを運営する企業は、ユーザーのエンゲージメントを高めることが利益につながることもあり、ヘイトスピーチを含む過激な言論の流布に対し、積極的に取り組む姿勢を見せなかったという指摘もある。

ところで、憲法学では民主政のプロセスに関わる言論には特に強い保護が及ぶといわれる。ところが、憲法学は選挙運動におけるヘイトスピーチのようなプロセスの濫用には無警戒だった。また、消極説は特定型が規制されていることを不特定型の規制に反対する主な理由としてきた。しかし、上記のように実際には特定型の規制が極めて不十分であり、この前提自体が疑わしい。他方で、積極説も難題を抱えている。積極説は規制が一定の効果を生むことを前提としてきた。しかし、特定型の規制すら機能しない現状に照らせば、規制対象や保護法益がより抽象的になる分運用が難しい不特定型の規制は、より深刻な機能不全を起こしうる。また、多くの積極説の論者はウェブや選挙運動でのヘイトスピーチへの対応を求めるが、これらの文脈では規制対象となるヘイトスピーチの絞り込みは特に至難である。政府も定義の明確化に躊躇するなか、IT事業者に過大な負担を課したり、過剰な自主規制を招いたりしかねない。また、選挙運動という民主政のプロセスの中核をなす言論を萎縮させる懸念もある。

2. 研究の目的

筆者は、これらの問題に対する一つの対応策として、人権法(差別禁止法とも呼ばれるが、以下では人権法とする)によるヘイトスピーチ規制を検討する価値があると考えた。具体的には、人権法により国内人権機関を設置し、和解と調停の実現を主目的とした行政的統制の手続を設けることが考えられる。人権機関の形態は多様だが、筆者は現時点ではオーストラリアカナダで一般的な、私人間の差別の救済を目的とした人権法を制定し、その下で人権委員会と人権審判所を併置することが妥当だと考えている。

前者は被害者支援のための助言・斡旋・調停等による人権侵害事案の解決、人権に関する調査・研究、教育・啓発等を行うもので、明確にマイノリティ保護を使命とする。この機関は審判所や裁判所とは異なり、自らの意志で積極的に活動を行う能動的で非中立的な機関である。後者は裁判類似の審判手続により人権に関する紛争の解決を行う行政審判所であり、中立の立場に立つ機関である。

これらの機関を設けることには次の意義がある。①訴訟と比べて手続に要するコストが安価で、迅速な救済を期待できる。②人権委員会をマイノリティ保護に特化した制度とし、能動的活動を認めることで、次の効果を期待できる。[1]現在はヘイトスピーチ訴訟において弁護士の自発的支援に依存しているが、十分な経験とリソースをもつ公的機関として被害者支援を実施できる。[2]現在も教育と啓発は行われているが、小規模かつ形式的である。人権委員会を設け、司法当局に対する教育研修プログラムの実施、各種の学校への教育プログラムの提供等を行えば、ヘイトスピーチをめぐる事態を大きく改善できよう。また、人権委員会が、大学等の研究機関では実施困難な体系的な調査・研究や、法律や現行制度の審査を行うことで、ヘイトスピーチに対する新たな施策を生み出すこともできる。③新たに設置する人権委員会・審判所について、構成員の性別等の属性面での多様性の確保と人権専門機関としての知識の集積を期待できる。④人権を専門とする人権審判所による多数の事例処理により、判断基準の精緻化を図ることが

できる。たとえばオーストラリア・カナダの人権審判所は審決を積み重ね、ヘイトスピーチに関する独自の法理を形成してきた。

このような構想には、多くの批判がありえよう。たとえば、自民党議員の多くはかつての人権擁護法案に批判的なので、人権機関の設置は少なくとも短期的には実現困難だという批判があるかもしれない。しかし、地方も視野に入れば一定の現実味があるといえる。たとえば川崎市は、解消法にいう差別的言動の一部に刑事罰を科す条例を制定した。ヘイトスピーチに対する初の刑事規制という点が話題になったが、これはこの条例の本質を捉えていない。当該条例は、違反行為がなされた場合はまず勧告を行い、それでも当該行為が繰り返されたら命令を発し、命令を無視してさらなる行為に及んだら氏名等を公表するとともに罰則を科すものである。罰則を科すまでに「差別防止対策等審査会」という有識者会議の意見を聴取するものとされ、行為者には意見陳述等の機会が付与されることになっている。最終的には刑事罰を科すものではあるが、この手続全体は被害者救済を主たる目的とし、行為者に自省を促すことを狙っており、人権法型の規制に類似しているといえるのである。川崎市条例のモデルは今後他の自治体に広がる可能性もあり、地方レベルでは人権法型規制の展開を期待できるといえよう。

3. 研究の方法

このような問題意識の下、本研究では、オーストラリア・カナダの制度の研究を通じ、ヘイトスピーチの人権法による統制の可能性を検討した。筆者はオーストラリア・カナダを研究対象とする意義は大きいと考えた。なぜなら、両国は長年人権法を運用しており、一部法域（カナダのオンタリオ州、オーストラリアの NSW 州等）の制度は世界的にも先進的であるからである。また、両国の制度の研究は日本の問題状況の改善に寄与する。オーストラリア・カナダではヘイトスピーチの刑事規制は謙抑的に用いられ、人権法がそれを補完しているため、刑事規制が機能していない日本に人権法を補う意義を教示するといえる。両国の人権機関は報告書を作成する等して、立法府や他の行政府に働きかけてきた。人権機関が統治機構の必須の構成要素となり、人権状況の改善を行っているといえるのである。この点は、ヘイトスピーチについて統治機構が機能していない日本に大いに参考になる。また、日本で問題となっているウェブや選挙運動でのヘイトスピーチは、オーストラリアカナダの人権法でしばしば申立ての対象になってきた。このように、わが国が必要とする研究素材がオーストラリア・カナダには豊富に存するのである。

本研究は次のように進めた。①オーストラリア・カナダの連邦・州の人権法の概要、ヘイトスピーチの規定の内容の検討（令2年）カナダは全14法域、オーストラリアは全9法域に人権法がある（なお、オーストラリアでは反差別法ないし差別禁止法という名称が用いられているが、ここでは便宜上人権法と表記する）。両国の人権法の歴史の検討、両国の特に先進的な法域の法律の重点的検討、両国のヘイトスピーチの法規定の網羅的検討を行った。②オーストラリア・カナダの連邦・州の人権法におけるヘイトスピーチ規制に関する審判所・裁判所の先例の検討（令3年）カナダではBC州等の比較的広い規制を行う法域に先例が蓄積する。オーストラリアでは全法域で規制があるが、先例が蓄積しているのは連邦とNSW州である。これらの先例を重点的に分析した。具体的には、州のヘイトスピーチ規制に係る管轄の範囲の定め方、違法となるヘイトスピーチの害悪の敷居値の見極め、違法性判断基準の運用、ヘイトスピーチの法規定の限定解釈の手法、抗弁規定の解釈等の論点を検討した。審判・訴訟における当事者の負担の問題、申立て・訴訟支援の制度もこの段階で検討した。③オーストラリア・カナダの学説・報告書の検討（令4年）論文・報告書は数多いが、主要なものに限って分析・検討した。上記の研究の全過程で、人権機関が他機関に与える影響に常に目配りし、全体としての統治機構における人権機関の位置づけと機能を考察した。④研究の整理、日本への応用可能性の検討（令5年）これまでの研究を整理してオーストラリア・カナダの制度の中で日本に参考になる部分を明確にする作業を行った。そのうえで、ヘイトスピーチの人権法型規制に関する日本の従来の議論を批判的に考察した。特に人権擁護法案、川崎市条例をめぐる文献を中心に検討し、ヘイトスピーチの人権法型規制に関する従来の言説の偏向や欠缺を検討した。

4. 研究成果

本研究を開始してすぐに、オーストラリアとカナダの各法域の人権委員会と人権審判所の概要を整理した。この成果は、部落解放・人権研究所の講演で、「差別禁止法の可能性 カナダとオーストラリアの経験」（2020年6月20日）として発表した（本講演の動画は同研究所HPで販売されている。https://blhrrr-shop.org/products/detail.php?product_id=124）。ここでは、両国の人権法・人権機関（特にカナダのそれ）が、かなり長い年月をかけて実績を積み重ね、同時に改善を図ってきたことを示した。また、カナダでは人権文化の確立と制度的差別の是正が人権法の中心的課題とされていることを紹介した。

その後、オーストラリアの人権法によるヘイトスピーチ規制について概要を整理し、「ヘイトスピーチの人権法による統制の可能性」桧垣伸次・奈須祐治編著『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』（法律文化社、2021）所収として公表した。本稿では、オーストラリアが人権法を主体としてヘイトスピーチ規制を行っている稀な国であることを紹介したうえで、その意義、可能性、限界を指摘した。オーストラリアについては、ヘイトスピーチに関する多数の審決例が蓄積しているが、これを整理、分析し、公表論文としてまとめる作業はまだ完了していない。今後の課題としたい。

本研究を遂行する過程で、カナダ・オーストラリアとの比較研究として、アメリカの差別禁止法についても検討を進めることにした。特にアメリカ合衆国の1964年公民権法が定める雇用差別禁止規定については詳しく調べ、「差別禁止法の一断面(1) Bostock 事件判決における差別禁止事由の拡張解釈をめぐって」西南学院大学法学論集 55 巻 2 号 1 頁(2022)・「差別禁止法の一断面(2) Bostock 事件判決における差別禁止事由の拡張解釈をめぐって」西南学院大学法学論集 55 巻 3 号 1 頁(2023)として公表した。ただし、この論文はまだ完結しておらず、今後執筆作業を進めていきたい。

このほか、本研究を進めるなかで、日本におけるヘイトスピーチ規制の現状を分析する作業を行った。その成果は、「ヘイトスピーチに対する非規制的アプローチの展開 Hate Speech in Japan 出版以降の動向を踏まえて」関西憲法判例研究会(2021年12月18日)、「ヘイトスピーチに関する条例制定における憲法上の問題点 大阪市ヘイトスピーチ条例に関する最高裁判決を踏まえて」東京弁護士会オンラインシンポジウム(2022年6月28日)等として報告した。ただし、日本における人権法による規制の可能性については、検討は進めたものの、いまだ公表論文としては公表できていないため、今後作業を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 奈須祐治	4. 巻 55
2. 論文標題 差別禁止法の一断面－Bostock事件判決における差別禁止事由の拡張解釈をめぐって（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 奈須祐治	4. 巻 55
2. 論文標題 差別禁止法の一断面－Bostock事件判決における差別禁止事由の拡張解釈をめぐって（2）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 奈須祐治	4. 巻 55
2. 論文標題 社会的法益を根拠としたヘイトスピーチ規制の可能性－J. ウォルドロンの理論とその批判	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 奈須祐治	4. 巻 55
2. 論文標題 職場におけるヘイトスピーチ規制の可能性－フジ住宅事件をめぐって	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 99-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奈須祐治	4. 巻 1175
2. 論文標題 ヘイトスピーチに対する非規制的アプローチの展開 HATE SPEECH IN JAPAN出版以降の動向を踏まえて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 奈須祐治
2. 発表標題 ヘイトスピーチに関する条例制定における憲法上の問題点—大阪市ヘイトスピーチ条例に関する最高裁判決を踏まえて
3. 学会等名 東京弁護士会オンラインシンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 桧垣伸次・奈須祐治	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 1778
3. 書名 ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察	

1. 著者名 Shinji Higaki & Yuji Nasu eds.	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 506
3. 書名 Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-Regulatory Approach	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------